

性的指向・性同一性（性自認）に関するQ&A

平成28年6月  
自由民主党政務調査会  
性的指向・性自認に関する特命委員会

## 目次

### 【自民党の基本的な立場】

- Q1. なぜ自民党が、性的指向・性同一性の問題に取り組むのですか？
- Q2. どのような体制で、どのような取組みを行ったのですか？
- Q3. なぜこのQ&Aを作成したのですか？

### 【用語について】

- Q4. 「性的指向」や「性同一性」とは何ですか？
- Q5. 「LGBT」や「性的マイノリティ」とはどういう人たちのことですか？

### 【基本的な知識】

- Q6. 当事者の方々は、どのくらいおられるのですか？
- Q7. 本人の意思や趣味の問題ではないのですか？
- Q8. 病気として治療するべきことではないのですか？
- Q9. 控えるべき表現にはどのようなものがありますか？
- Q10. 当事者の方はどのような困難を抱えているのですか？
- Q11. 日本では歴史的にはどのように取り扱われていたのですか？
- Q12. これまでの政府の取組みはどのようなものでしたか？
- Q13. 企業の取組みとしては、どのような例がありますか？
- Q14. 当事者に対する差別等について、どのような判例がありますか？
- Q15. 世界の状況はどうなっていますか？

### 【自民党の性的指向・性同一性に関する政策について】

- Q16. 自民党はこの問題についてどのような社会を目指すのですか？
- Q17. 性的指向の多様性を受け入れる社会を目指すということは、同性愛者から「付き合ってほしい」と告白されたら、受け入れないといけないのですか？
- Q18. 「カムアウトする必要のない社会」とは、カムアウトする人を減らしたいということではないのですか？
- Q19. いわゆる「ジェンダー・フリー教育」等に繋がりませんか？
- Q20. 具体的には自民党はどのような取組みを行うのですか？
- Q21. 政府に申し入れた33項目とはどのようなものですか？
- Q22. 差別の解消や禁止には取り組まないのですか？
- Q23. 同性婚やパートナーシップ制度についてはどのように考えていますか？
- Q24. 渋谷区や世田谷区での取組みについて、自民党はどのように考えているのですか？

付録 困ったときの相談窓口一覧

【自民党の基本的な立場】

Q1.なぜ自民党が、性的指向・性同一性の問題に取り組むのですか？

A1.

性的指向・性同一性に悩む当事者の方々が、社会的に受け入れられにくく自己肯定感も持ちにくいこと、教育や雇用などの現場においていじめや不利益の対象にされやすいこと、その結果自殺等不幸な結果につながりやすいことはたびたび指摘されています。企業や自治体などでの取組み例もみられるようになりました。また、平成26年12月、性的指向に関する事項がオリンピック憲章に盛り込まれました(Q15参照)。こうしたことを踏まえ、今般「性的指向・性自認に関する特命委員会」を政務調査会に設置し、現状を調査し対策を検討することとしました。

Q2.どのような体制で、どのような取組みを行ったのですか？

A2.

平成28年2月、稲田朋美政務調査会長の指示により、古屋圭司衆議院議員を委員長とする「性的指向・性自認に関する特命委員会」を党内に設置しました。本委員会では、当事者や有識者の方々、先進的な取組みを行っている企業等からヒアリングを行いつつ、各府省庁の取組み状況について実態調査を重ね、安倍政権の掲げる「一億総活躍社会」の一員として、当事者の方が自分らしい生き方を貫ける社会を実現するため、必要な措置の検討を行いました。

なお、本委員会の役員は以下の通りです（平成28年5月現在）。

【性的指向・性自認に関する特命委員会】

委員長	古屋 圭司
委員長代理	田村 憲久
幹事長	新藤 義孝
幹事長代理	菅原 一秀
	愛知 治郎
幹事	木原 稔（文部科学部会長）
	橘 慶一郎（総務部会長）
	中根 一幸（内閣部会長）
	橋本 岳（外交部会長）
	古川 俊治（厚生労働部会長）
	丸山 和也（法務部会長）
	秋元 司（国土交通部会長）
事務局長	橋本 岳（兼）
事務局長代理	ふくだ 峰之
事務局次長	中川 俊直
	宮川 典子
	石田 昌宏
アドバイザー	繁内 幸治（兵庫医療大学）
オブザーバー	大河内茂太（宝塚市議会議員）

Q3.なぜこのQ&Aを作成したのですか？

A3.

私たちは、本委員会での議論を通じ、性的指向・性同一性の問題について、まず国民の理解を増進することが重要であるという結論に達しました（Q15 参照）。

手始めに私たち自身からこの問題に対する理解増進を図ることが必要と考え、このQ&Aを作成しました。国会議員のみならず、都道府県支部連合会を通じて地方議員や地域で自民党を支えていただいているみなさまに周知する予定です。ご参考にしていただければ幸いです。

なお、もちろん国民の皆様にも広くご参考にしていただけるように、自民党 Web サイト等でも公表しています。この問題に対し、広く国民の理解増進に役立つように努めて参ります。

## 【用語について】

### Q4. 「性的指向」や「性同一性」とは何ですか？

A4.

「性的指向(sexual orientation)」とは、「恋愛や性愛の対象となる性別」のことです。異性を恋愛や性愛の対象とする性的指向を持つ人が多いですが、同性が恋愛対象の人、すなわち同性愛者も存在します。男性の同性愛者は「ゲイ」、女性の同性愛者は「レスビアン」と呼ばれます。また、同性も異性も恋愛や性愛の対象とする人は「バイセクシュアル」と呼ばれます。なお、これらの呼称については、略さないことを基本としています。

「性同一性(gender identity)」(※1)とは、「人がもつ、ある性別に対するアイデンティティ」のことです。「性自認」とも呼ばれ、具体的には例えば「自分は男性である」「自分は女性である」といった、自己が属する性別についての感覚を指します。性同一性と異なる身体的な性別ないしは戸籍上の性別を有する方を「トランスジェンダー」と呼びます。例えば、「自分は女性である」という感覚を有していながら身体的には男性の特徴がある人や、その逆の人のことを指します。この状態に関して医学的には「性同一性障害」と診断される場合があります。また「男性女性どちらでもない」「決められない」「決めたくない」といったアイデンティティを持つ方もおられます。

なお、身体的な性別についても、性染色体、生殖腺、ホルモン、内性器、外性器などの特徴により男性か女性かに区別されますが、非典型的な組み合わせの方も存在します。そのような方は、医学的には「性分化疾患」(※2)とされます。

性別は、戸籍上は「男性」「女性」に明確に区分されていますが、実際には身体的な性別、性同一性、性的指向などの要素があり、それぞれに多様な組み合わせの方がおられる、とても複雑なものと捉えられます。

※1 本特命委員会では発足以来、gender identity の訳語としては一般的に使われている「性自認」という言葉を使っていましたが、医学上の観点から「性同一性」の用語を使用すべきというご指摘があり[1]、また既に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」として法律用語になっていることに鑑み、法律およびこのQ&Aでは「性同一性」という言葉を用いることとしました。両者の意味は同じであり、今後も「性自認」を用いることにも差し支えはないものと考えます。

※2 「性分化疾患(Differences of development)」は、現在では、「DSD」、「性に関する様々な発達状態」とも呼ばれ、性的マイノリティには含まないとの当事者団体の声明があります。性的指向や性自認と混同しないようにして下さい。決して中間の性ではなく、単に、「男性の体、女性の体にも色々ある」ということです[2]。

Q5. 「LGBT」や「性的マイノリティ」というのはどういう人たちのことですか？

A5.

非典型的な性同一性や性的指向を持つ人を総称する場合には、レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダーの頭文字をとって「LGBT」と呼ぶことや、マジョリティ（多数者）に対するマイノリティ（少数者）として「性的マイノリティ」（または「セクシュアル・マイノリティ」）と呼ぶことが一般的とされています。

ただ、「LGBT」というくくりには含まれない方もいるとの指摘もあります[3]。また、「マイノリティ（少数者）」という表現には、どうしても優劣として受け取られたり、あるいは対立的に受け取られる場合があります。そのため、いずれも表現として適切かどうかという議論があります。そこで本Q&Aでは、「当事者」と表記することとします。

なお「LGBT」や「性的マイノリティ」「セクシュアル・マイノリティ」は、メディアでも既に使用されていますので、一般的な表現として使用することに差し支えはないものと考えます。



【基本的な知識】

Q6.当事者の方々は、どのくらいおられるのですか？

A6.

正確な調査がまだ困難な分野のため、数字にばらつきがあるのが実情です。平成24年に電通総研が行った調査では、人口の5.2%がLGBTであると発表されました。平成27年にも再調査が行われ、7.6%という数字が発表されています[4]。また、本委員会のアドバイザーである繁内幸治氏は3%~5%程度との見解を示しておられます。

いずれにしても、身の回りの概ね20~30人に1人程度は、カムアウトしていない方も含め、当事者の方が普通に身近に生活していると考えべきです。ただ、外見上や社会生活上、性的指向や性同一性について表明（カムアウト）しているとは限らないため、気がついていないだけかもしれません（例えば男性の異性愛者でも、酒の席でもない限り、いちいち「実は僕は女性が大好きなんだ！」と言いつらして歩く人も少ないでしょうし、そんな社会的必要もありません。同性愛者の方も同様でしょう）。

むしろ、「誰もが異性を好きになるのが当たり前」「身体的に男性ならば、誰もが男性として生きるのが当たり前」という考え方を持っているとするならば、その認識が当てはまらない場合もあり、少数者の立場も当然のことながら尊重することが大事と言えます。仮に自分が異性を愛するからといっても、他の人も当然にそうであると思いきむことは知識不足から生じた誤解であり、そうしたことが当事者の方々に辛い思いをさせることにも繋がり得ることを、意識しなければなりません。

Q7. 本人の意思や趣味の問題ではないのですか？

A7.

性的指向や性同一性は、ともに本人の意思で選んだり変えたりすることはできないものと考えられています。従って、本人の意思や趣味の問題であるとして片付けてしまうことは、誤りです。

性同一性に違和を感じる場合とは、例えば「自分は女なのに、なぜ男性の身体的特徴があるのだろう」といった悩みを常に抱えている状態といえます。この場合、服装や行動を多くの女性と同様にしようとするのは当事者からすればごく自然な感情に基づくものですし、選択できることではありません。他者から男性らしい服装や行動を強制されたら、自己を否定されたと感じ、心に傷を負うことに繋がりがねません。自分の趣味や意思で女性らしく演じているのではないのです。

なお、もちろん自分の意思や趣味により、異性の服装をしたり、同性愛的な行動をしたりする人も社会には存在するかもしれません。例えば、歌舞伎役者は職業上の必要のために異性の服を着て役を演じていますし、イベント等でアニメやマンガに登場する異なる性別のキャラクターに扮して趣味の世界を楽しむ方もいます。

ただ、私たちの政策検討の対象としては、上記のように自らの意思ではあらがえない悩みや課題を持つ方々を対象としているということです。

Q8.病気として治療すべきことではないのですか？

Q8.

性的指向が非典型的であること、すなわち同性愛などの場合は、医学的には病気や障害としては取り扱われず、治療の対象ではありません。従って、例えば家族から「実は自分は同性愛者なんだ…」と告白を受けた際、精神科への受診を勧めたり強制したりすることは明白に誤りであり、むしろ当事者を一層傷つけるだけです。まずは本人がそういう感情を持ち悩んでいるという事実を、落ち着いて受け留めることが大事でしょう。

性的指向も性同一性も、本人の意思で選択できるものではありません（Q7参照）し、そのものを矯正したり治療したりするものでもありません。周囲の人たちがそのことを理解して接するだけでも、当事者が感じる「生きにくさ」は相当改善するのではないかと考えます。

なおトランスジェンダーの方は医師により「性同一性障害」と診断されることがあります。治療としては、まず精神療法によりいずれの性別で生活するのが本人にとってふさわしいかの決定・選択を援助します。さらに、十分な精神療法を行ってもなお自分の性同一性に身体的特徴を合わせようと本人が希望する際には、内分泌療法（ホルモン療法）や外科的療法（性別適合手術）を行います[5]。また、その性別で円滑に生活するための支援なども行われます。性同一性障害の治療の目的は、身体的特徴を性同一性に近づけ、その性別で円滑に生活することを支援するためのものです。

従って、トランスジェンダーであることを家族や学校で相談を受けた際も、いきなり受診を勧めるべきではありません。トランスジェンダーの方は深刻な悩みを募らせていることが多く、特に児童生徒の場合は他者のみならず自らの感覚に対しても非常に敏感であり、様々な場面で心に傷を負いやすい傾向にあります。家庭や教育現場などで相談を受けた場合は、医療との連携も考慮すべきですが、まずは本人の気持ちを受け止め、できうる限り受け入れることが先決です。頭ごなしに否定したり、「気のせい」「一過性のもの」「お前が悪い」などと言って問題から目をそらしたり、本人を責めたり、医療機関への受診を強制するといった態度をとるのは、決して適切な対応ではありません。まずは、しっかり話を聴き、思いを寄せることが重要です。

Q9. 控えるべき表現にはどのようなものがありますか？

A9.

残念ながら現状では性的指向・性同一性の多様性に対する理解が進んでいないため、何の気なく発言した言葉が、当事者にとっては侮辱されたと感じる辛い言葉に聞こえることがしばしばあります。もちろん、からかったり否定的な言葉を投げつけられたりすれば、当然、疎外感に悩まされ傷つくことになります。相手が誰であっても、言葉による暴力は許されるべきではありません。

配慮すべき言葉または蔑称とされている言葉を記します。公的な立場にある者が発言した場合、不適切な発言として批判を招く可能性があります。ご注意ください。

（共通して控えるべき言葉）

×気持ち悪い

×結婚しろ

×男か女かはっきりしろ

（男性同性愛者に対して）

×ホモ、おかま、オネエ

→「ゲイ」という言葉を使ってください。

（女性同性愛者に対して）

×レス

→「レスビアン」という言葉を使ってください。

（両性愛者に対して）

×両刀使い

→「バイセクシュアル」という言葉を使ってください。

（性同一性障害者について）

×ニューハーフ、オネエ（職業名としては可）

（性同一性障害者、性別違和の方）

→「トランスジェンダー」という言葉を使ってください。

（DSDに対して）

×両性具有

→「性分化疾患」という言葉を使ってください。

Q10. 当事者の方はどのような困難を抱えているのですか？

A10.

当事者の方は、社会、職場、学校等において様々な困難を抱えており、いじめや疎外、虐待のほか、雇用等において不当な取り扱いを受ける事例もあります。当事者団体の連合組織である「LGBT 法連合会」は、9分野 264項目に及び「性的指向および性自認を理由とするわたしたちが社会で直面する困難のリスト（第2版）」を公開しています[6]。また、国際NGO「ヒューマン・ライツ・ウォッチ」は、日本全国の学校生徒や教職員等に聞き取り調査を行い、日本の学校での性的指向と性同一性等に基づくいじめと嫌がらせ、差別の現状、そして教職員等が不適切な対応に終始していることを明らかにしました[7]。

具体的な例として、市民団体「QWRC」が発行しているパンフレット「LGBT と医療福祉<改訂版>」では、「LGBT と虐待」の項目を引用します[8]。

LGBT の子どもは、しばしば特有の虐待にさらされます。LGBT であることは本人の意思や他者からの働きかけで「変えられる」ものではないのに、周囲からの圧力が子どもたちを追い詰めてしまいます。

<LGBT 特有の虐待>

- 法律上の性別の強要（例：髪の毛を強制的に切る／伸ばさせる。服装や持ち物の強要）
- 異性愛の強要（例：「結婚して子どもを作りなさい」など）
- 「オカマ」「レズ」などの差別用語で子どもを否定・侮辱する。
- 家に閉じ込めるなど行動を制限し、罪悪感を植え付ける。（例：「家の恥」「そんな格好で外を歩くな」）
- 性加害をする（性行為によって「異性の魅力を教える」「治そう」とする）
- 性のあり方について模索を許さない。あるいはLGBTだと勝手に決めつける。

虐待を受けた子どもたちは寂しさから居場所を求め、ときに加害的な相手についていきます。そこで、さらなる被害をうけても「付いて行った自分が悪い」「LGBTだとバレたくない」「保護者よりマシ」などの思いを持ち、相談できません。虐待者から離れて施設に入った場合も、施設内の子どもや職員から暴力にあい、どこにも相談できないままにいることもあります。

Q11. 日本では歴史的にはどのように取り扱われていたのですか？

A11.

日本において、同性愛（特に男性同性愛）に関する記録は古くから残っています。奈良時代や平安時代には仏教の広まりとともに、寺院での男色もかなり広まったと考えられています。例えば平安時代の僧一休宗純は、漢詩集「狂雲集」において男色について触れています。また室町時代から戦国時代にかけて武士にも男色が広がり、戦国時代も織田信長や武田信玄、伊達政宗といった武将が小姓を男色の対象としていたといわれています。江戸時代には井原西鶴や近松門左衛門が作品の中で男色を取り上げ、町人文化にも広がっていたことが伺えます。こうしたことを通じ、宗教的に厳格であった西欧社会等と比較し、日本は歴史的には同性愛に比較的寛容であったとされています。

しかし明治維新の頃から、同性愛をソドミーとして罪悪視していた西洋キリスト教社会の価値観や、同性愛を異常性愛に分類した西欧の近代精神分析学の流入などにより、急速に異端視されることとなりました。明治6年には「鶏姦罪」として懲役刑が科されることとなりましたが、明治13年制定の旧刑法には盛り込まれず、明治15年の同法施行をもって消滅しました[9]。

Q12. これまでの政府の取組みはどのようなものでしたか？

A12.

■性同一性障害特例法について

自分の性同一性と身体的特徴に違和があり、2人以上の医師に性同一性障害と診断されたトランスジェンダーの方は、20歳以上であること等特定の条件を満たすことで、家庭裁判所の審判により法令上の性別の取り扱いと戸籍上の性別記載の変更が可能です。この根拠になっている法律は「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」であり、平成15年7月に成立し、平成16年7月に施行されました。

■政府各府省庁での取組み

政府においては、当事者のさまざまな困難な状況を踏まえ、これまで下記のような取組みを行っています。

- 平成27年12月策定の「第4次男女共同参画基本計画」（内閣府）に、「性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況におかれている場合」等について、人権教育・啓発活動の促進等の関係府省における取組みを進めることを規定
- 平成24年改正の「自殺総合対策大綱」（厚生労働省）に理解増進の取組みの推進を規定。（当事者の方は、「自殺念慮の割合が高い」と指摘されている）
- 文部科学省において、性的指向や性同一性に関して悩みを抱える児童生徒に対し、きめ細やかな対応の実施を定めた通知の発出や周知資料の作成。
- 厚生労働省の補助事業である電話相談「よりそいホットライン」に当事者の方の専用回線を設置し、24時間体制で相談を受付。
- 法務省において、性的指向及び性同一性障害を人権啓発活動年間強調事項の一つに掲げて啓発資料作成等を実施するほか、人権侵害事案への対応。
- 都道府県労働局の総合労働相談コーナーにおいて当事者の方や事業主からの相談に対応。
- 平成20年に国連総会に提出された「性的指向等に関する宣言」に署名済み。また国連LGBTコアグループに参加。
- 自民党の申し入れを踏まえ、平成28年6月『経済財政運営と改革の基本方針2016（骨太の方針）』、『ニッポン一億総活躍プラン』に、理解を促進しつつ多様性を受容する社会を目指す旨を記載。

### ■同性婚についての政府見解

平成27年2月18日、参議院本会議において安倍晋三総理大臣は下記のように答弁しています。これが憲法24条に関する政府の見解です。

同性カップルの保護と憲法24条との関係についてのお尋ねがありました。

憲法24条は、婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立すると定めており、現行憲法のもとでは、同性カップルに婚姻の成立を認めることは想定されておりません。同性婚を認めるために憲法改正を検討するべきか否かは、我が国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、極めて慎重な検討を要するものと考えております。



Q13. 当事者に対する差別等について、どのような判例がありますか？

A13.

衆議院法制局の調べでは、当事者に対する差別等に関して下記のような判例があります。

■東京都青年の家事件（東京高裁平成9年9月16日判決）

【概要】同性愛者の団体が府中青年の家の宿泊利用の申し込みをしたところ、東京都教育委員会は、青年の家では男女別室宿泊の原則が採用されており、異性愛者の男女が同室に宿泊する場合と同様に、複数の同性愛者が同室に宿泊する場合には性的行為に及び可能性があるとして、同団体の申込みを承認しなかった。

【裁判所の判断】東京都教育委員会は同性愛者が被る不利益の重大性に十分配慮すべきであるのに、一般的に性的行為に及び可能性があることのみを重視して、同性愛者の宿泊利用を一切拒否したものであって、同性愛者の利用権を不当に制限し、結果的、実質的に不当な差別的取扱いをしたものであるとして、東京都に対し、損害賠償（代替施設の宿泊費相当額等）の支払いを命じた。

■性同一性障害者解雇事件（東京地裁平成14年6月20日決定）

【概要】性同一性障害の労働者（戸籍上の性別は男性）が、雇用企業から、女装で出勤しないこと等の業務命令を受け、その業務命令に従わなかったこと等を理由として、懲戒解雇された。

【裁判所の判断】雇用企業が性同一性障害に関する事情を理解しようとする姿勢を有していたとは認められないこと、雇用企業が当該労働者を就労させることが雇用企業における企業秩序又は業務遂行において著しい支障を来すとは認められないことから、懲戒解雇は権利の濫用に当たり無効であるとした。

※性同一性障害特例法制定前の事件

■性同一性障害者ゴルフクラブ入会拒否事件（東京高裁平成27年7月1日判決）

【概要】性同一性障害特例法に基づき戸籍上の性別を変更した女性（変更前の性別は男性）がゴルフクラブへの入会申込みをしたところ、同ゴルフクラブの理事会は、他の女性会員がロッカールーム、浴室等を使用する際に不安感を抱くこと等を理由として、女性の入会を拒否することを決定した。

【裁判所の判断】性同一性障害及びその治療を理由とする不合理な取扱いは許されないとした上で、当該女性がこれまでにゴルフ場等の女性用の施設を使用した際に特段の混乱は生じておらず、他の女性会員が不安感を抱くという同ゴルフクラブの主張は、当該女性の状況を正確に認識しないままの感情的、感覚的なものである

一方、入会拒否により当該女性が被った精神的損害は重大なものであることから、当該女性の入会拒否は憲法 14 条 1 項等の趣旨に照らし、社会的に許容し得る限界を超えるものとして、同ゴルフクラブに対し、損害賠償（慰謝料 100 万円）の支払を命じた。

Q14. 企業の実践としては、どのような例がありますか？

A14.

特命委員会において企業からヒアリングを行った結果、

- ① 採用・異動・出向等における不当な扱いの禁止、同性パートナー登録制度の導入
- ② 当事者の社員に対するサポート社員「Ally」の配置
- ③ 行動基準の人権尊重の項目に「性的指向・性自認」を追記、社員向け研修の実施

等の事例が確認されました。いずれも、わが国及び赴任国の法令の順守、文化慣習への配慮を前提に、ダイバーシティ（多様な人材の活用）や福利厚生向上の一環として、積極的な取り組みを行っています。

書籍『職場のLGBT読本：「ありのままの自分」で働ける環境を目指して』[10]に、企業におけるさまざまな取組事例が取り上げられておりますので、あわせてご参照ください。

Q15. 世界の状況はどうなっていますか？

A15.

■各国の状況

国際レスビアン・ゲイ協会(ILGA)によると、当事者の置かれている法的な環境は下記のような状況です(平成 28 年 5 月)[11]。

**同性愛者等に罰則がある国**

禁固刑：75 か国・5 地域

死刑：13 か国（一部を含む）

**性的指向や性同一性に関する差別の禁止等の保護がある国**

76 か国・85 地域

**同性婚やパートナーシップ制度等が承認されている国**

同性カップルの承認：34 か国と 65 地域

共同養子縁組：27 か国と 28 地域

第二親養子縁組：17 か国とイタリアの一部

（同性カップルの一方を、もう一方の生物学的な、または養子に迎えた子供の法的な親として認める手続き）

西欧・北欧諸国、カナダやアメリカ（州による差あり）、アルゼンチン、ウルグアイ、ブラジル等中南米の国々、イスラエル、ニュージーランド等では、同性婚や同性パートナー法が認められています。一方、中東やアフリカ、東南アジアの一部の国では同性愛者が処罰される場合があります。

■国連の動き

国連では、平成 20 年 12 月に、性的指向・性自認に基づく人権を確認する内容の声明が提出され、日本を含む 66 か国が賛同しました。また、国連人権理事会では、平成 23 年 6 月に「性的指向およびジェンダー同一性を理由として個人に対して行われる暴力と差別の全ての行為に重大な懸念」を表明した決議を行い、日本を含む 23 か国が賛成し、採択されています[12]。

## ■国際オリンピック委員会(IOC)の動き

平成 26 年 12 月の IOC 総会において、オリンピック憲章に性的指向に関する事項を盛り込んだ改革案「オリンピック・アジェンダ 2020」が承認されました[13]。

【改正後のオリンピック憲章（抜粋）】

### オリンピズムの根本原則

- 6 このオリンピック憲章の定める権利および自由は人種、肌の色、性別、**性的指向**、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国あるいは社会のルーツ、財産、出自やその他の身分などの理由による、いかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならない。

【自民党の性的指向・性同一性に関する政策について】

Q16. 自民党はこの問題についてどのような社会を目指すのですか？

A16.

本委員会は、当事者の方々が多くの困難に直面している大きな原因は、このQ&Aに記したような、性的指向および性同一性の多様性に関する知識が、国民に広く普及していないことによると考えています。「病気である」「趣味や嗜好の問題である」といった誤った思い込みのために、結果として偏見や差別にあたる言動が蔓延し、当事者の方々が辛い思いをされているのではないのでしょうか。

従って私たちは、社会において性的指向および性同一性に関する知識の理解増進を図ることが、当事者の困難の解消に繋がると考えます。例えば「自分の身の回りにもゲイやレズビアンの方や性同一性と身体の違和を抱える方も、ごく自然に存在し生活している」という認識だけでも一般化すれば、当事者の方の困難は相当緩和するでしょう。そしてそのことを通じ、性的指向および性同一性の多様なあり方が誰にもお互いに自然に受け入れられる社会を目指すべきと考えます。

そもそも日常生活では、性的指向や性同一性を社会に対して敢えてカムアウトする必要は、実はあまりありません。「カムアウトできる社会を目指す」という政策目標は、その点で当事者の方々の背中を押すつもりでかえって一層の負担をかけかねない側面があります。

自分の素直な感情を誰かに口にした時に、その相手がまず偏見なく受け止めてくれるような社会が、当事者のみならず誰にとっても望ましい社会であるべきです。自分の性的指向や性同一性に関し、カムアウトという肩ひじ張った意識をもつ必要のない、自然に会話し、お互いを自然に受け留めることができる社会。私たちは、そうした社会を目指します。

Q17. 性的指向の多様性を受け入れる社会を目指すということは、同性愛者から「付き合っほしい」と告白されたら、受け入れないといけないのですか？

A17.

まず、そもそも個人的な人間関係に法律や行政が介入することは控えるべきです。異性間であれ同性間であれ、愛を告白する／告白される時にどうするかは、極めて個人的な問題です。しかし誤解を防ぐため、このQ&Aでは触れることとします。

性的指向の多様性について理解増進を図り受け入れる社会を目指すということと、個人間の恋愛感情を受け入れるかどうかは全く別の問題です。これは、異性間／同性間を問いません。受け入れるかどうかは個人の自由であり、断っても何の問題もありません。

ただ敢えて記せば、告白する方も切実に悩んだ末の行動ではないかと思われます。「間違っている」「気持ち悪い」等と非難や中傷をしたら、相手が無用に傷つけることになるかもしれません。また、行き過ぎた告白で暴力や脅迫を伴う場合、当然ながら刑法上の罪に該当し得ることも、異性間であれ同性間であれ、同様です。

Q18. 「カムアウトする必要のない社会」とは、カムアウトする人を減らしたいということではないのですか？

A18.

いいえ、違います。むしろ周囲を信頼し勇気を持ってカムアウトした当事者が存在するからこそ、性的指向や性同一性の問題について、当事者ではない方々にも共有できるのです。もちろん、性的指向および性同一性の多様性について理解増進を図るためには、カムアウトした当事者の方々のご協力も当然に必要です。

ただQ16に記した通り、そもそも性的指向や性同一性は、カムアウトしなければならないという性質のものではありません。口にするのもしないのも、無理なく本人の意思で選べる環境が整っていることが大事なのであり、カムアウトしたくない当事者の方に無理に後押しをするべきではありません。

私たちが目指しているのは、自分の性的指向や性同一性に関し、カムアウトという肩ひじ張った意識をもつ必要のない、自然に会話し、お互いを自然受け留めることができる社会です。

なお、カムアウトする必要のない社会とは、過渡期においては、当然のことながら、カムアウトを「個人がする必要がない社会」です。個人のカムアウトは、大きなリスクを伴います。特に、家族や職場などの近しい関係では、拒否、無視は、重大な問題を引き起こします。また、一度カムアウトしても、信じてもらえなかったりすると、言い続ける必要があります。これも大きなストレスになるのです。

一方、東京レインボープライドなどの大きなイベントやプロジェクトでの可視化は、個人に負担も少なく、社会へのPR効果も大きいですから、社会への啓発として理解増進に寄与すると考えています。



Q19. いわゆる「ジェンダー・フリー教育」等に繋がりませんか？

A19.

一時期、社会における「男性らしさ」「女性らしさ」を否定する「ジェンダー・フリー教育」や、教育現場における過激な性教育等に関し、私たちは問題として取り上げていましたが、性的指向及び性同一性の多様性に関する理解の増進を図ることは、全く別の問題と考えています。

ただし、LGBT に関し、差別禁止と称して「ジェンダー・フリー教育」と同様な動きを推進する一部団体や勢力の主張と私たちの考え方とは相容れないものがあり、注意が必要です。

**Q20. 具体的には自民党はどのような取組みを行うのですか？**

A20.

政府へのヒアリングでは、現行法制下においても当事者への不当な差別については憲法14条等の趣旨に則り許されるべきではないという見解が示されています。

一方、私たちが目指している理念を示す基本法が存在しないことも事実です。そこで、社会への理解の増進と、政府・自治体・民間セクター等の取組みを通じて当事者の方が直面する困難の解消を目指していく理念法を検討中です。なお、現行法において取組みが可能な33項目については、すでに政府へ申入れを行っています。

Q21. 政府に申し入れた33項目とはどのようなものですか？

A21.

政府に申し入れた33項目の主な内容は、下記のとおりです。

なお「政府への要望」等は、自民党Webサイトに掲載しています

(<https://www.jimin.jp/news/policy/132172.html>)。

- 学校現場や都道府県労働局の総合労働相談コーナー、よりそいホットライン等、困難を抱える当事者に対する相談体制の充実・周知
- 学校の教職員、労働行政の担当職員、民生委員、人権擁護委員等、当事者の相談対応にあたる立場の職員に対する研修等の実施
- 学校や企業などにおける、当事者に対する施策の事例収集及び情報提供の実施
- 関連する研究の支援
- いじめやハラスメント防止策の実施
- 企業における公正な採用選考や不適切な解雇防止に関する啓発の推進
- 国家公務員および地方公務員における不適切な取扱いの防止や研修の実施
- 医療、介護、障害福祉サービス等における不適切な取扱いの防止
- ホルモン製剤や性別適合手術の保険適用に関するエビデンスの収集
- 警察、消防、刑務所、災害時の避難所等における適切な対応
- 宿泊施設等において適切な配慮がされるための検討

Q22. 差別の解消や禁止には取組まないのですか？

A22.

現在日本には、明示的に性的指向または性同一性に関する差別を禁止する法律は存在しませんが、日本国憲法第14条の趣旨に基づき、性的指向および性同一性に関しても当然含まれているものと解するべきです。

（日本国憲法）

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

その上で私たちとしては、採用や解雇における不当な取り扱いや、教育現場でのいじめや職場でのハラスメント対策は、既存の枠組みを活用することで対策を講じることとしており、「性的指向・性自認の多様なあり方を受容する社会を目指すための政府への要望」に盛り込んでいます。また、性的指向及び性同一性に関する理解が進めば、自ずと差別等はなくなっていくものと考えます。従って「差別の解消や禁止に取り組んでいない」といった批判はあたりません。

なお、性的指向や性同一性に関する知識の普及が進んでいない現状において、どのような合理的な配慮がそれぞれの現場で講じ得るのか、何が不当な差別にあたるのかといった共通認識も未だに議論の過程にあるものと考えられます。そうした中で差別禁止ないしは差別解消といった理由で新たな規制を設けることについては、予期せず加害者となってしまう人を作ってしまうことになり得ること、周囲が萎縮してしまいかえって当事者が孤立する結果を招く可能性があること、規制の根拠となるエビデンスの蓄積が乏しく、結果として企業や国民の生活や言動に対する過剰な介入にも繋がる可能性があることなどの指摘が、本委員会ではありました。そうした議論を踏まえ、まずは現行の法制度を尊重しつつ網羅的に理解増進を目的とした施策の実施を目指すこととしています。

Q23. 同性婚やパートナーシップ制度についてはどのように考えていますか？

A23.

Q12で記した通り「憲法24条は、婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立すると定めており、現行憲法のもとでは、同性カップルに婚姻の成立を認めることは想定されておられません」というのが政府の立場であり、私たちも同様に考えています。

また、いわゆるパートナーシップ制度（婚姻関係の一部またはほぼ同等の権利を同性カップルに認める登録制度）については、婚姻関係に法律的または事実上認められている権利（相続、税制や社会保障制度上の優遇、未成年の子に対する親権、手術や治療等の同意ができること、など）および義務（同居、扶助義務、婚姻費用分担義務、日常家事債務の連帯責任、未成年の子の監護義務、貞操義務）等について具体的なコンセンサスが国民にある状況ではなく、そもそも国民の性的指向・性同一性に対する理解の増進が前提であり、その是非を含めた慎重な検討が必要であるものと考えます。

なお同性婚等に反対する理由として「同性婚を認めると少子化が進む」といった理由を述べる方がおられますが、現状でも少子化の進行が課題とされる中で、現在認められていない制度に理由を転嫁する根拠は特に見当たりません。

Q24. 渋谷区や世田谷区での取組みについて、自民党はどのように考えているのですか？

A24.

東京都渋谷区では「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」に基づき渋谷区パートナーシップ証明書の発行を行っています。また東京都世田谷区では「世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」に基づき区長がパートナーシップ宣誓を受け、パートナーシップ宣誓受領証を交付する仕組みがあります。また他の自治体にも同様の取組みを行う動きがあります。

私たちは、パートナーシップ制度については、Q22 で記した通り、国民の性的指向・性同一性に対する理解の増進が前提であり、その是非を含めた慎重な検討が必要であるものと考えます。

## 付録 相談窓口一覧

### ●労働関係の相談先

- ・総合労働相談コーナー

各都道府県労働局・労働基準監督署の相談コーナー

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>

- ・一般職国家公務員の勤務条件関係の相談先

担 当：人事院公平審査局職員相談課

電話相談先：03-3581-3486

### ●人権関係の相談先

全国の法務局・地方法務局及びその支局での面接，電話等による相談

0570-003-110（みんなの人権110番・全国共通人権相談ダイヤル）

[http://www.moj.go.jp/JINKEN/index\\_soudan.html](http://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html)

### ●電話相談先

- ・よりそいほっとライン 0120-279-338

当事者の方の専用回線を設置し、24時間体制で相談を受け付け

- ・24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310

児童生徒の悩み全般に関する本人や保護者等の相談先

- ・居住支援協議会

連絡先一覧 <http://www.mlit.go.jp/common/001129860.pdf>

現在、主に高齢者、障害者、子育て世帯等の「住宅確保要配慮者」に対する入居の相談・支援等を行っているが、今後、LGBTの方々を住宅確保要配慮者に位置付け、必要に応じて相談等の対応を行う予定。

## 参考文献

※ この Q&A を作成する上で、本委員会での議論や提出された資料等に加え、下記の文献・資料を参考とさせていただきました。感謝を申し上げます。

- [1] 針間克己. 『性同一性障害に関する基本的用語及び概念への疑問と意見』. 日本性科学会雑誌. 2000年6月. 18(1). P.19-23
- [2] ネクス DSD ジャパン. 『DSDs（性分化疾患）を持つ子どもと家族のための情報サイト ネクス DSD ジャパン』. <http://www.nexdsd.com/>
- [3] 佐々木掌子. 『セクシュアル・マイノリティに関する諸概念』. 精神療法. 2016年2月. 42(1). P.9-15.
- [4] 株式会社電通 電通ダイバーシティ・ラボ. 『電通ダイバーシティ・ラボが「LGBT調査2015」を実施』. 2015年.  
<http://www.dentsu.co.jp/news/release/2015/0423-004032.html>
- [5] 厚生労働省. 『みんなのメンタルヘルス総合サイト：性同一性障害』. 2011年.  
[http://www.mhlw.go.jp/kokoro/know/disease\\_gender.html](http://www.mhlw.go.jp/kokoro/know/disease_gender.html)
- [6] LGBT 法連合会. 『性的指向および性自認を理由とするわたしたちが直面する困難のリスト（第2版）』. 2015年.  
[http://lgbtetc.jp/pdf/list\\_20150830.pdf](http://lgbtetc.jp/pdf/list_20150830.pdf)
- [7] ヒューマン・ライツ・ウォッチ. 『「出る杭は打たれる」：日本の学校におけるLGBT生徒へのいじめと排除』. 2016年
- [8] QWRC. 『LGBTと医療福祉<改訂版>』. 2016年.
- [9] ウィキペディア. 『日本における同性愛』. 2015.5.24 参照.  
<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%97%A5%E6%9C%AC%E3%81%AB%E3%81%8A%E3%81%91%E3%82%8B%E5%90%8C%E6%80%A7%E6%84%9B>
- [10] 柳沢正和, 村木真紀, 後藤純一. 『職場のLGBT読本：「ありのままの自分」で働ける環境を目指して』. 実務教育出版. 2015年.
- [11] 国際レズビアン・ゲイ協会. “SEXUAL ORIENTATION LAWS IN THE WORLD - OVERVIEW MAY 2016”. 2016年  
[http://ilga.org/downloads/03\\_ILGA\\_WorldMap\\_ENGLISH\\_Overview\\_May2016.pdf](http://ilga.org/downloads/03_ILGA_WorldMap_ENGLISH_Overview_May2016.pdf)
- [12] 国際連合広報センター. 『LGBT：声を上げ、差別をなくそう』. 2016年5月24日参照.  
<http://www.unic.or.jp/activities/humanrights/discrimination/lgbt/>
- [13] 公益財団法人日本オリンピック委員会. 『オリンピック憲章』. 2015年.